

休日夜間急病診療所新築工事設計業務 公募型プロポーザル方式募集要領

1. 趣旨

本市では、「尼崎市気候非常事態行動宣言」を表明し、脱炭素社会の実現を目指すとともに、環境負荷の大きい公共建築物のライフサイクルコストの縮減に取り組んでおり、新築する公共建築物においては ZEB Ready の認証取得を目指している。

環境に配慮した公共建築物を設計するにあたり、設計者の高い技術力、創造性や豊富な経験等が不可欠であり、積極的に温室効果ガス等の削減に関する技術提案を求めることが適切と考えられることから、プロポーザル方式で設計者を選定する。

本要領は、休日夜間急病診療所新築工事設計業務を委託するにあたり、受託者を選定するためのプロポーザルに関して必要な事項を定めるものである。

2. 業務の概要

(1) 業務名

休日夜間急病診療所新築工事設計業務委託

(2) 業務の内容

本業務は、休日夜間急病診療所新築工事の基本設計及び実施設計を別紙『休日夜間急病診療所新築工事設計業務委託特記仕様書』（以下、特記仕様書）に基づき実施するものである。ただし、契約時において受託者の提案内容により特記仕様書の内容は一部変更することがある。

(3) 業務期間

契約締結の日～令和5年9月30日

- ・ 基本設計 契約締結の日～令和5年1月31日
- ・ 実施設計 令和5年2月頃～令和5年9月30日
- ・ 成果品の提出 基本設計：令和5年2月28日
- ・ 配置計画等（駐車場プランニング含む）の提出：令和4年9月30日

※近隣住民への事業計画説明会に必要な事項を整理、確定させ、提出すること。

(4) 提案上限額

29,346,900円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とし、提案の内容に関わらず、この上限額を超える提案は受け付けない。

(5) 支払条件

業務完了後、適法な請求を受けた日から30日以内に一括払い

3. 応募者資格

以下に掲げる資格を満たしている単体企業であることを応募者の条件とする。

また、参加表明書受付後から審査・選定までの間に下記条件を満たさなくなった場合は失格とする。

- ・建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ・本プロポーザルの募集要領配布開始時点で、一般社団法人イニシアチブが実施するZEBプランナー登録業者である、または協力事務所が当該登録業者であること。
- ・尼崎市契約規則第4条に規定する競争入札参加有資格者名簿【建築関係建設コンサルタント業務】に登載されている者であること。
- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ・尼崎市入札参加停止等の措置に関する要綱に基づく入札参加停止を受けていない者であること。
- ・民事再生法（平成11年法律第255号）の規定による再生又は再生手続き等をしていない者であること。
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生又は更生手続き等をしていない者であること。
- ・自己又は自社の役員等が、暴力団（尼崎市暴力団排除条例（平成25年条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（尼崎市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団密接関係者（尼崎市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）のいずれかに該当しないこと。また、その経営に実質的に関与していないこと。

4. 業務実施上の条件

業務の実施においては、次の条件をすべて満たすものとする。

- (1) 管理技術者は一級建築士であること。
- (2) 管理技術者及び主たる分担業務分野（建築（総合）分野）主任技術者が応募者に所属しており、恒常的な雇用関係が3か月以上あること。
- (3) 管理技術者及び記載を求める各主任担当技術者は、それぞれ1名であること。
- (4) 管理技術者は、記載を求める各主任担当技術者を兼務していないこと。
- (5) 管理技術者及び主たる分担業務分野（建築（総合）分野）主任技術者の手持ち業務について、携わっている業務（本契約を含まず特定後、未契約の業務を含む。）が、5件以下であること。
- (6) 主たる分担業務分野（建築（総合）分野）を再委託しないこと。
- (7) 管理技術者及び記載を求める各主任担当技術者（積算担当を除く）は、平成24年4月1日以降で本プロポーザルの募集要領配布開始時点までに履行が完了した同種又は類似業務に携わった実績があること。

※同種又は類似業務とは、評価要領3.(3)1)ウに記載する物件の整備に係る基本設計、実施設計業務をいう。

分担業務分野	業務内容
管理技術者	契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う
建築（総合）	平成31年国土交通省告示第九十八号別添一第1項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における「総合」

構造	同上「構造」
電気設備	同上「設備」のうち、「電気設備」、「昇降機等」に係るもの
機械設備	同上「設備」のうち、「給排水設備」、「空調換気設備」に係るもの
積算	建築積算に係るもの

5. 選定に関する事項

(1) 選定委員会の設置

委託先候補の事業者特定は、プロポーザル方式による建設コンサルタント選定委員会（以下、選定委員会）の審議によって実施する。

(2) 評価方法

『休日夜間急病診療所新築工事設計業務公募型プロポーザル評価要領』に基づき、参加表明書等による1次審査、ヒアリングによる2次審査を実施する。

a) 第1次審査（参加表明書等の書類審査）

提出された参加表明書等の審査及び評価を実施し、第2次審査への参加を要請する点数上位5者を選定する。

b) 第2次審査（ヒアリング）

1次審査で選定された参加者から提出される技術提案書等について非公開による審査及びヒアリングを行い、その内容を踏まえて選定委員会により受託候補者及び次点候補者を選定する。

ヒアリングの出席は、配置予定主任担当技術者のみとし、管理技術者、建築（総合）主任技術者を必ず含む最大4名（パソコン操作を含む）の参加とする。

(3) 応募者が1者の場合の取り扱い

応募者が1者の場合でも、本プロポーザルは成立するものとする。

ただし、第1次審査及び第2次審査各段階において最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、受託候補者として特定しないこととする。

最低基準点は、満点の60%に相当する点数とする。

上記最低基準点は2者以上応募があった場合も同様とする。

6. プロポーザルの全体日程

項目	日程
募集要領の配布	令和4年4月1日
質問の提出	令和4年4月11日午後5時まで
質問の回答	令和4年4月14日
参加表明書等の提出	令和4年4月18日午後5時まで
辞退届の提出	令和4年4月27日午後5時まで
一次審査結果の通知	令和4年4月28日
技術提案書の提出	令和4年5月25日午後5時まで
二次審査 (ヒアリング審査)	令和4年6月上旬

二次審査結果の通知	令和4年6月中旬
契約の締結	令和4年6月下旬

7. 当該公募に関する書類の受付等

(1) 参加表明書の提出

1) 提出期限

令和4年4月18日午後5時まで（郵送の場合は期限内に必着のこと）

2) 提出方法

持参又は配達の記録が残る郵送（簡易書留等）

3) 提出場所

休日夜間急病診療所新築工事設計業務公募型プロポーザル方式募集要領「10.連絡先及び提出先」に記載する事務局

4) 提出書類

提出書類	様式	部数
参加表明書	様式1	各2部
応募設計事務所概要	様式2	
会社の実力 (技術者数・資格)	様式3	
会社の実力 (同種又は類似業務実績)	様式4	
実施体制の能力 (配置予定主任担当技術者の技術者資格)	様式5	
協力事務所の名称等	様式6	
配置予定管理技術者の経歴	様式7	
配置予定主任担当技術者の経歴	様式8	

(2) 質問の受付

1) 提出期限

令和4年4月11日午後5時まで

2) 質問方法

本業務の内容や各書類の記載要領等について質疑のある場合は、本要領「10.連絡先及び提出先」に記載している電子メールアドレス宛に件名は「休日夜間急病診療所新築工事設計業務プロポーザル質問〇〇〇（法人名）」と入力の上、質問票（様式9）を提出すること（来庁、電話等による受付は行わない）。

3) 回答

質問に対する回答は、質問内容と合わせて、質問者名等をふせてホームページ上に掲載する。

なお、質問が無かった場合は、その旨の掲載をする。

※ 令和4年4月14日に掲載する。

(3) 辞退届の提出

参加表明を行った事業者が、参加を辞退する場合は、辞退届（様式10）を提出すること。

1) 提出期限

令和4年4月27日午後5時まで（郵送の場合は期限内に必着のこと）

2) 提出方法

2部を持参又は配達の記録が残る郵送（簡易書留等）

3) 提出場所

休日夜間急病診療所新築工事設計業務公募型プロポーザル方式募集要領「10.連絡先及び提出先」に記載する事務局

(4) 技術提案書の提出

1) 提出期限

令和4年5月25日午後5時まで（郵送の場合は期限内に必着のこと）

2) 提出方法

持参又は配達の記録が残る郵送（簡易書留等）

3) 提出場所

休日夜間急病診療所新築工事設計業務公募型プロポーザル方式募集要領「10.連絡先及び提出先」に記載する事務局

4) 提出書類

提出書類	様式	部数
技術提案書（表紙）	様式11	2部社名入り
特定テーマに対する技術提案	様式12	2部社名入り
業務の実施方針	様式13	5部社名無し
見積書	任意	

8. 契約の締結

(1) 選定後、契約候補者は尼崎市と委託業務について、契約に必要な事項を協議した後、尼崎市が作成した契約書によって契約を締結する。

(2) 次に掲げる事態が生じたときは、委託先候補の選定において定めた順位の高かった者の順に協議を行い、契約相手方を決定する。

(ア) 契約候補者が契約の締結を辞退したとき

(イ) 契約締結時までに応募資格を欠いていることが判明したとき

(ウ) 契約に向けて必要な協議が不調に終わったとき

(エ) その他やむを得ない事情で契約に至らなかった場合

(3) 契約保証金等、契約にあたっては尼崎市契約規則に基づくこととする。

- (4) 本公募は、設計案の選定ではなく、設計者の選定を目的に行うものである。委託先候補に決定した場合でも、ヒアリング資料の提案内容が設計業務において必ずしも採用されるとは限らないので、予め留意すること。また、工事施工事業者を選定するものではない。
- (5) 特定された委託先候補事業者と契約締結に向けて交渉を実施する。また、契約については提案時の委託料を基に、尼崎市が定める提案上限額の委託料の範囲で契約する。

9. その他留意事項

- (1) 提出された書類は、一切返却しない。
- (2) 提出された書類の著作権は提出者に帰属するものとする。ただし、本市が事業者選定の公表等に必要な場合には、本市は提出された書類の著作権を無償で使用できるものとする。また、提出された書類は、本市情報公開条例により、個人情報及び事業者の技術ノウハウに関わる部分を除き、原則公開の対象となる。
- (3) この募集に伴い、プロポーザル応募に要した事業者の費用負担に対して、尼崎市は一切補償しない。
- (4) 提出される参加表明書及び技術提案書等の書類について以下の項目に該当する場合は原則として失格とする。
- ・必要書類の全部又は一部が提出されていない場合
 - ・要領等で記載する項目を満たしていない場合
 - ・発注者名に誤りがある場合
 - ・発注案件名に誤りがある場合
 - ・提出事業者名に誤りがある場合
 - ・その他期限までに書類の未提出及び不備がある場合
- (5) 提出期限以降における書類の差し替え及び追加は一切認めない。
- (6) 参加表明書に記載される配置予定主任担当技術者は原則変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむ得ない理由により変更する場合は、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (7) 特定された事業者による技術提案を、当該業務の特記仕様書に反映するものとする。

10. 連絡先及び提出先

事務局 : 〒660-8501 尼崎市東七松町1-23-1

資産統括局技術監理部建築課 事務局 担当：薮、齋藤

TEL 06-6489-6513

Eメール ama-kenchiku@city.amagasaki.hyogo.jp

以上